【規程番号　神女大Ⅲ－010】

学生の懲戒に伴う学籍異動に関わる手続について

神戸女子大学学則第 57 条又は神戸女子大学大学院学則第 34 条に該当する事案が発生した場合、学生の学籍異動の手続きについては、以下のとおり行うこととする。

１．学生に懲戒による退学、停学、訓告に該当すると思われる事案が発生した場合、それを認識した者は、委員会に文書で審議の起案を行い、学科主任、学部長、専攻主任（大学院)、研究科長（大学院）等を経由して学生の懲戒に関する委員会（以下「委員会」という。）に提出することとする。

２．上記１の文書の提出を受けた委員会委員長は、委員会を召集し、起案の受理について審議する。

３．委員会で当事者の学生に対する調査が必要と判断した場合は、調査委員会を立ち上げ、原則として２カ月以内に調査を終了し、調査の経過及び結果を速やかに委員会に報告することとする。調査委員会の運営等に関する必要事項は別に定める。

４．委員会は、調査委員会の報告を受け速やかに懲戒の要否の結論を下し、懲戒が必要と判断した場合は、判断理由を付帯のうえ、退学、停学、訓戒等の処分案をまとめ学長に報告する。

５．学長は、委員会の審議が不十分であると判断した場合、もしくは、当該学生より指定した期日までに懲戒の根拠なる調査結果及び処分の不服の申入れがあった場合には、再調査を含め再審議を委員会に指示することができる。

６．学長は、再発防止のため、事案の結果及び処分については、教授会又は研究科委員会等に報告をし、意見を求めることができる。

７．委員会委員及び調査委員会は、事実審議の過程においては、常に客観性、公平性及び調査内容についての秘密厳守に十分留意すること。

８．この手続きの変更は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。